

令和元年10月臨時会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和元年10月31日(木) 開会 午後 1時 4分
閉会 午後 1時35分

場所 第5委員会室

出席委員 内沼博史委員長
吉良英敏副委員長
千葉達也委員、武内政文委員、木下高志委員、小林哲也委員、
平松大佑委員、並木正年委員、町田皇介委員、井上将勝委員、石渡豊委員、
前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、
勝村直久産業労働部雇用労働局長、高橋利男参事兼先端産業課長、
野尻一敏産業労働政策課長、碓井誠一商業・サービス産業支援課長、
藤田努産業支援課長、堀口幸生企業立地課長、斉藤豊次世代産業幹、
大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、田中健雇用労働課長、
堀光美知子シニア活躍推進課長、山野隆子ウーマノミクス課長、
田口修産業人材育成課長

奥山秀労働委員会事務局長、
吉田雄一労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第101号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	原案可決

【付託議案に対する質疑】

千葉委員

- 1 被災した企業等から今までにどのような相談を受けているのか具体的に伺いたい。
- 2 新たな緊急融資枠の設定を令和元年度末までの時限措置とした理由について伺いたい。
- 3 災害時の金融機関の利子補てん等については、過去の災害においても様々な被災地で前例があると思うが、被災時ということで、利息を無利子や大幅に下げるなどの検討は行っているのか。他県の事例を含めて伺いたい。

金融課長

- 1 被害を受けた企業の事業主、関係者、融資の窓口となる商工団体や金融機関から県へ問合せが、被害があった後60件近く寄せられている。具体的なものとしては、事業者、関係者の方から、飲食店をやっているが、台風による床上浸水で機材が使用不能となったため、利用できる融資メニューがないかといったものや、印刷業で機械が浸水したため、県制度融資を活用したいといった相談を受けている。また、商工団体からは、工業団地内に強風で倉庫の屋根が崩壊した企業で1億円規模の被害額となる案件の相談や、事業者から台風の直接被害による設備入替資金と復旧までの運転資金を調達したいとの相談が2件あり、経営安定資金の活用などを考えているという相談があった。今後も、こうした被災企業に対して、適切かつ丁寧な対応に努めていきたい。
- 2 今回の新たな融資枠の設定は、台風19号で被災した企業の災害復旧に向けた金融支援となっている。被害を受けた事業所や工場の原状復帰を図る費用、機械設備を新たに購入したり、修繕のための費用、操業できない期間の売上げや利益率の減少見込みに対応した資金メニューとして想定している。いずれも被災後一定期間内に利用されることが見込まれる資金であり、早期の復旧を支援するためのメニューである。また、令和元年度予算の補正予算であることから、年度末までの時限的な措置として設定した。来年度以降の支援措置については、今回補正をお願いする緊急融資資金の実行額の推移を見ながら引き続き検討していきたい。
- 3 今回の補正予算を検討する際には、利率をどのように設定するのかという検討も行った。経営安定資金と経営あんしん資金は、もともとこのような災害を想定して利率を低めに設定し、メニュー化しているものである。今回は台風19号の被害で浸水が激しいところがあり、融資限度額である5,000万円を超える案件が出てくることが見込まれることから補正予算を組んだところである。
他県との比較であるが、融資利率については、関東近県等と比較しても低い利率となっている。ほかに災害による被害があった広島県、愛媛県等も本県と同じく1.0%と聞いている。

千葉委員

- 1 令和元年度末までの時限措置としたが、3月までの融資の状況を見た上で、この融資枠の設定を継続するか改めて検討するという理解でよいか。
- 2 融資については、より円滑で迅速な対応、より有利な利率での対応が必要とされる。阪神淡路大震災や高知の際の事例があれば教えてもらいたい。

金融課長

- 1 今回の補正が認められた場合には、実行額の推移を見ながら、引き続き、対応が必要な場合には、検討していきたい。
- 2 迅速な対応が必要であることから、緊急に補正予算を組ませていただいた。阪神淡路大震災や高知の事例については承知していないが、熊本地震の際には、1.3から2.0%の間で利率を設定していると聞いている。本県の1.0%や1.3%は利率として低めに設定されている。

千葉委員

早い対応と被害者に寄り添った対応をお願いしたいと考えるが、今後どのように進めていくのか。

金融課長

早急に対応するため、台風被害発生後2週間と少して補正予算をお願いしているところである。補正予算が認められた場合には、すぐに発動できるように手続きを進めていく。職員が被災した事業者に話を伺うとともに、商工団体と連携しながら相談に当たっている。今後とも被災した事業者に寄り添い、丁寧かつ適切な対応に努めていきたい。

武内委員

- 1 今回、融資枠の限度額を5,000万円から1億円と2倍に引き上げた積算根拠はあるのか。単純に2倍にしたのか、あるいは数字を積み上げたものなのか根拠について伺いたい。
- 2 5,000万円はプラスになるわけだが、1億円を新たに借りた場合と既に5,000万円借りていた場合は別と考えてよいのか。全部で1億円なのか。
- 3 現場で事業者から話を聞くとゴミ処理の費用が負担であるとのことだが、これも融資の対象となるのか。

金融課長

- 1 職員等が台風通過後、すぐに被災地に行き、事業者の方々と話をしたり、ほとんどの商工団体に連絡をし、被災状況の確認をした。その中で、機械設備や在庫商品も水没してしまったということで億を超えるような被害が出ているところも見受けられた。ただ、だいたいのところはおおむね1億円以内ということであったので、倍の1億円で設定をさせていただいたものである。
- 2 既に借入れがあった場合については、トータルで上限が1億円となる。例えば、3,000万円を既に借りていれば、7,000万円まで借りられる。経営安定資金の設備資金と運転資金はそれぞれ1億円の限度額まで借りるということは技術的には可能である。実際に借入れ可能な金額は審査により決定する。
- 3 浸水により廃棄処分する費用については、運転資金の範囲内で対応ができると考えている。設備資金は設備を更新したり、直したりするものであるが、運転資金において、売上げが落ちたことを補てんする中に、ゴミ処理の費用を充てることは可能である。

武内委員

確認であるが、既に3,000万円借入れている場合、新たな限度額まで、つまり7,000万円まで借入可能であるということでしょうか。

金融課長

例えば、経営安定資金のうち設備資金の貸付限度額は1億円となるので、借入残高が3,000万円であれば残り7,000万円まで借入可能となる。

町田委員

先ほどの千葉委員に対する答弁の中で、融資限度額を引き上げる際に利率についても検討されたとのことであったが、利率以外の返済期間や据置期間の延長について検討はしたのか。

金融課長

経営安定資金等については、もともと災害等に対応する資金であり、2年間の返済猶予などの仕組みがあるため、その中で対応していく。

町田委員

地元の商工会議所や小規模事業者に話を聞くと、返済期間や据置期間を延長するなどして、より条件を緩和した方が被災した方も使いやすくなるので、今後検討してほしいとの意見をもらう。それらの現場の声を聞いて検討はしてもらえるのか。

金融課長

今までの災害についても同様であるが、取りあえずは現在のルールである2年間の据置期間を含む10年間の返済期間の中で計画していただきたい。もしスケジュールどおりに進まない場合は、金融機関において、スケジュールの見直しや延長などの対応もしているので、その中で可能なものは対応していきたい。

前原委員

- 1 制度融資の猶予期間と返済期間との関係について確認したい。
- 2 被害に遭った事業所が事業再開に向けて見通しが持てないと前に進めないということでの支援策だと思うが、あくまでも融資であるので、返済しなくてはならない。設備の修理や再購入ができない事業者に対し、自治体で設備を購入し、無償で貸与するような制度は検討できないのか。商工業者が国に要望しているとの話を聞いているので確認したい。
- 3 小規模事業者持続化補助金という制度があり、台風15号等の大雨の被災者に対し補助金の交付をしたと聞いているが、これを活用することは検討したのか。また、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業という制度についても、経済産業省が昨年度の豪雨災害で被災した事業者に対し交付決定したと聞いているが、これを活用することは検討したのか。

金融課長

- 1 制度融資は据置期間が2年まで、その場合の償還期間は8年までとなり、全体で10年となっている。

産業支援課長

- 3 両制度とも国の制度で、関東経済産業局とも情報交換をしており、使える制度があれ

ば検討していきたい。

前原委員

自治体による施設の貸付についての答弁がまだなので伺いたい。

産業支援課長

災害への支援策は、国が制度設計をしているので、それに従い、可能な限りの対応はしていきたい。

並木委員

千葉県の利率は1.1から1.7%で、融資限度額は7,000万円と聞いており、それに比べて本県は利率も低く、融資限度額は1億円とのことではある。制度の周知をしっかりとやる必要があると考えるがどうか。

金融課長

委員指摘のとおり、制度を使ってもらうためには、知ってもらう必要がある。これまでもホームページやパンフレットを通じて広報しているが、商工団体や金融機関からの働き掛けが最も効果的であるので、これらの機関と連携を取って、しっかりと取り組んでいきたい。

石渡委員

まずは、今回の速やかな対応に感謝したい。信用保証協会の保証については、経営安定資金が100%、経営あんしん資金は80%である。しかし、平成30年4月に中小企業庁が信用補完制度の見直しを行い、全国規模の危機に迅速に対応するため、一般保証とは別枠で迅速に保証割合100%の融資を受けられる制度を創設するとある。これを今後活用する考えはあるか。

金融課長

危機対応の保証制度については、まだ適用されていないが、県内中小企業のためになる制度であれば、内容を精査して使えるものは活用できるよう制度設計の際、検討していきたい。
